平成２５年（フ）第１９１号
青森市古川２丁目４番17号　三ツ木ビル312号
債務者　角野しおり
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６７号
青森県つがる市木造千代町62番地10
債務者　佐藤惠美子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１７５８号
名古屋市瑞穂区田辺通３丁目41番地の１
債務者　古山喜久子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７９０号
名古屋市中川区畑田町１丁目４番地　市営畑田荘３棟201号
債務者　服部　弘美
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３００号
和歌山県橋本市賢堂1084番地　グリーンフル山本Ⅰ－B103号
債務者　羽矢　育郎
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３０１号
和歌山県橋本市賢堂1084番地　グリーンフル山本Ⅰ－B103号
債務者　羽矢　朋代（旧姓二見）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３５５号
和歌山県橋本市高野口町名倉31番地　曽和ハイツⅢ321号
債務者　小南ひとみ
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１８１２号
札幌市西区発寒13条４丁目14番３号
債務者　森田　智保
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９１５号
北海道千歳市自由ケ丘６丁目12番20号
債務者　鶴谷　和江
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９３５号
札幌市白石区東札幌２条４丁目４番12号　シャレード旭205号
債務者　池田　　盛
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９４５号
札幌市中央区南６条西９丁目1018番地８　ダイヤハイツ507号
債務者　西村　　実
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９６９号
札幌市西区西町南19丁目４番23号　アリコベール宮の沢202号
債務者　清水佐知子（旧姓深見）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９９２号
札幌市白石区栄通８丁目３番23号　グァレンテ栄通101号
債務者　菅野　晴美（旧姓米村）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９９８号
札幌市北区北30条西５丁目２番８―105号
債務者　米澤　優子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０２９号
札幌市白石区中央２条６丁目12番５―207号
債務者　上高　容代
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３９号
北海道苫小牧市木場町３丁目１番３号　クレイドル303―103号
債務者　佐藤　　洋
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２４８号
盛岡市上堂３丁目17番45号　コーポ上堂202号
債務者　中軽米祐佳
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部